

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 4 日

各都道府県スポーツ主管課 御中

スポーツ庁地域スポーツ課

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について（周知）

スポーツ庁では、総合型地域スポーツクラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことができるよう、「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」（平成 31 年 2 月 12 日）により総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の枠組みを策定し、令和 4 年 4 月 1 日から登録制度の運用がはじまりました。令和 8 年度には 1,098 クラブが登録クラブとして認定されています。

また、登録・認証制度を運用する公益財団法人日本スポーツ協会では、本枠組みを踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日から総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）を、同年 12 月 15 日から総合型地域スポーツクラブ認証制度（障がい者のスポーツ推進タイプ）を運用開始し、これまで部活動の地域展開タイプの 10 クラブが認定を受けています。

各都道府県スポーツ主管課におかれましては、本制度の趣旨を御理解の上、総合型地域スポーツクラブとの間でパートナーシップを構築し、スポーツを通じた地域課題の解決の促進に向けて、御協力と御配慮、御活用を賜りますようお願い申し上げます。

また、このことについて、域内の市区町村総合型地域スポーツクラブ所管課に対して、周知くださいますようお願いいたします。

添付資料

- 別添 1 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について
- 別添 2 登録制度の活用事例
- 別添 3 総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

<本件連絡先>

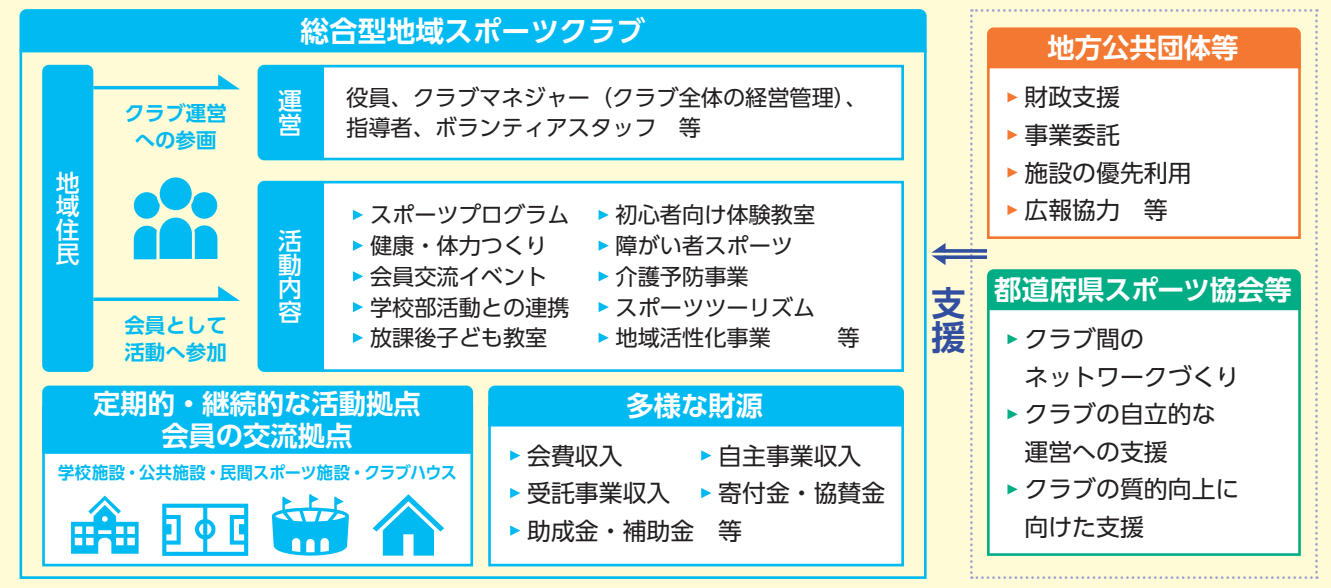
スポーツ庁 地域スポーツ課 地域スポーツ振興係
電 話：03-5253 - 4111（内線 3951）
E-mail: tiikisport@mext. go. jp

総合型地域スポーツクラブとは

概要

多世代（子どもから高齢者まで）、多項目（様々なスポーツを愛好する人々が）、多志向（それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる）という形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自発的・主体的に運営されているスポーツクラブです。

総合型地域スポーツクラブの活動 —多様な事業の展開—



総合型地域
スポーツクラブ

登録

認証

制度について

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の背景

制度整備の背景

第2期スポーツ基本計画に基づき制度を整備

登録・認証制度の整備により以下を目指す

- ▶ 総合型クラブの自主的・持続的な運営を促進
- ▶ 地域に根差したクラブとしての定着
- ▶ 地域課題解決に向けた取り組みの推進
- ▶ より公益性の高い「社会的な仕組み」としての確立

本制度を通じ、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを目的とする

そのために必要不可欠なこと

- ▶ 都道府県行政の主体的な関わり
- ▶ 市区町村行政との連携・協力

▶ 上記の背景を踏まえ、スポーツ庁より都道府県行政に通知を発信

<平成31年2月22日通知文書>

スポーツ庁健康スポーツ課発信 ⇒ 各都道府県スポーツ主管課宛
「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について(通知)」



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/attach/1413679.htm

登録・認証制度の整備に伴い、第3期スポーツ基本計画に明記された役割に沿って、登録・認証制度を活用した支援や取組を促進していくことが可能となりました

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関するお問い合わせ

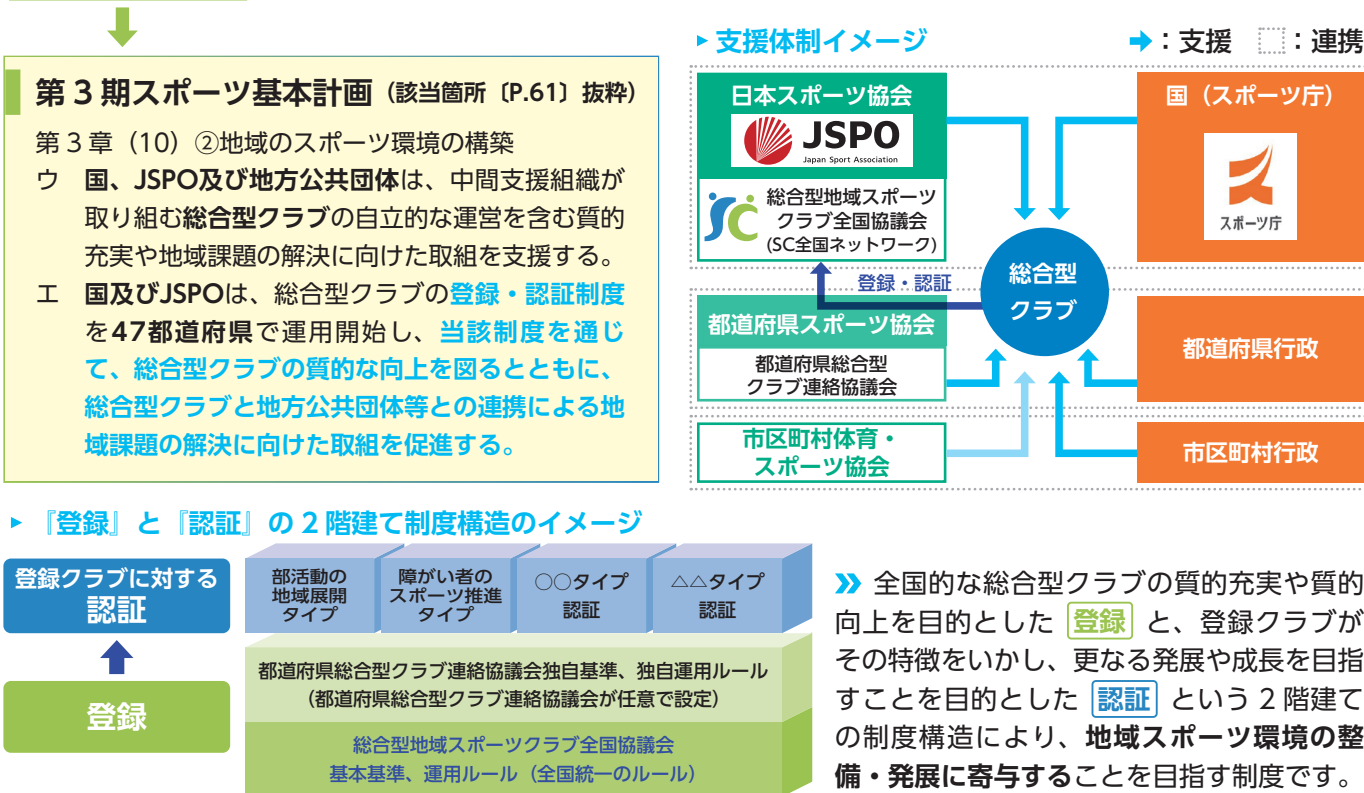
公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部クラブ育成課
(総合型地域スポーツクラブ全国協議会 事務局)

TEL : 03-6910-5815
MAIL : sc-info@japan-sports.or.jp

令和8年4月発行

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と共に、**第3期スポーツ基本計画に基づき**、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度です。



登録制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度です。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度です。

登録基準 (令和 8 年 4 月時点) 登録基準はコチラ
 ➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/3_tourokuki/junsaisoku.pdf

登録基準はコチラ
➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/3_tourokujijunsaisoku.pdf

下表のとおり、活動実態や運営形態、ガバナンスに関する基準を満たした総合型クラブを「登録クラブ」として認定します。

分類	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 ②多世代（複数世代）を対象としている。 ③適切なスポーツ指導者を配置している*。 ④安全管理体制を整備している*。
(2) 運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門知識を有する者を配置している*。 ⑥地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	⑦規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※令和 11 年度登録認定時までには本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和 12 年度登録申請時から移行措置を終了する）。

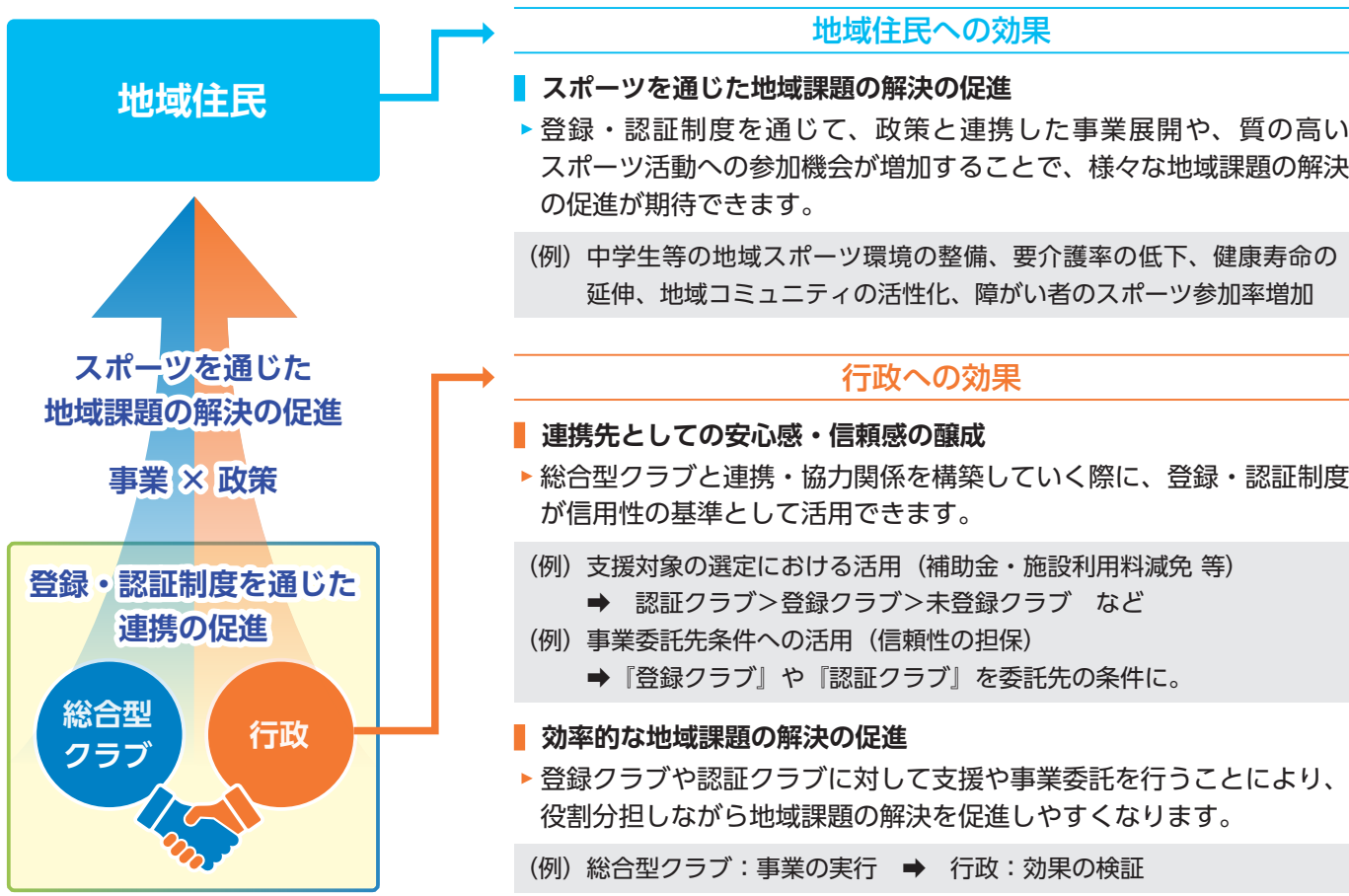
登録制度の活用

登録制度を通じて、総合型クラブが地方自治体等とのパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくための要件を基準としているため、**行政の事業委託先や、公的支援の対象条件等に、『登録制度』や『登録クラブ』の活用をぜひご検討ください。**

登録クラブ一覧【令和8年度登録クラブ数：1,098クラブ】

都道府県別登録クラブ一覧はコチラ ➡ <https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html>

登録・認証制度がもたらす効果



認証制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度です。
更なる発展や成長を目指す登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度です。
更なる発展や成長を目指す登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

タイプ別認証の種類

【運用中】

➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/ninsyouseido/03_kizyunsaisoku.pdf

部活動の 地域展開タイプ	部活動の地域展開において地域スポーツクラブ活動の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。
障がい者の スポーツ推進タイプ	障がい者の日常的なスポーツ機会の増加を目指した活動を実施する登録クラブを認証し、障がい者の社会進出やインクルーシブなスポーツ環境の実現を促進する認証タイプ。

【検討中（令和 8 年 4 月現在）】

健康寿命の延伸タイプ（仮称）

申請条件

▶ 申請対象は、①登録クラブであること、②総合型クラブとして法人格を有していることを前提条件とし、タイプ別認証ごとにその他申請条件を設ける場合があります。

認證基準

▶ 各タイプ分野の事業や活動の実施に必要な、**組織としての資質**を確認する基準を設定しています。

(例) 安全安心な／持続可能な運営・活動を行うための仕組みや体制が整理／計画されているか

(例) 活動・取組に必要な専門知識／技能を持つ人員配置やリスク対策等を講じているか 等

認証制度の活用

▶『認証クラブ』は、認証されたタイプ分野の事業や活動に関する一定水準をクリアしていることから、各行政における重点課題の解決や改善に向けた有効なパートナーとなり得るため、**認証タイプ分野の事業委託先や公的支援の対象条件等に、『認証制度』や『認証クラブ』の活用をぜひご検討ください。**

行政×総合型クラブによる地域課題解決に向けた連携事例

<北海道沼田町> 一般社団法人N-link. ～高齢者の介護予防・健康づくりの促進～

【地域課題】

- 高齢化に伴う医療費の増加
- 豪雪地帯のため、冬季は高齢者の運動機会が減少

高齢者の健康づくりに貢献し、
地域社会の活性化を目指す

高齢者にいつまでも元気で
楽しく生活を送ってほしい



【スポーツを通じた地域課題の解決の取組】

高齢者に対する健康づくりや介護予防の意識向上を目指し、委託事業を通じたクラブと行政の一体的な介護予防・健康づくりを実施

参照動画:【スポーツを通じた介護予防、健康増進】一般社団法人 N-link.(北海道)

<神奈川県川崎市> NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF ～学校施設開放による地域コミュニティの創出～



【取組の効果・成果】

学校施設の指定管理業務受託により、学校を起点としてスポーツ教室をはじめとした、地域の課題解決やニーズに応じた様々な事業展開を幅広く展開し、『より良い地域づくり・まちづくり』に貢献



- ・子どもの運動機会の創出
- ・地域コミュニティの創出
- ・障がい者の運動機会／参画機会の創出
- ・高齢者の健康づくりや健康増進／雇用機会の創出 etc...

行政×総合型クラブによる地域課題解決に向けた連携事例

<愛知県蟹江町>

NPO法人活き生きかにえスポーツクラブ
～行政各課との連携による多様な事業の実施～



【スポーツを通じた地域課題の解決の取組】

蟹江町の3つの各課とクラブが委託事業を通じて連携・協働し、
様々な地域課題解決へ取組を実施

<介護予防事業(介護福祉課委託事業)>

- ・認知症予防ヨガ
- ・男性のための介護予防教室
- ・町内巡回型介護予防事業

<キッズうんどう事業(子ども福祉課委託事業)>

- ・町内の学童保育への講師派遣型の運動教室

<生涯スポーツ事業(生涯学習課委託事業)>

- ・高齢者向け、女性向け、親子向け、子ども向けの計4事業

<熊本県南関町>

NPO法人A-lifeなんかん
～町民の介護予防・健康づくり活動の活性化～

【地域課題】

- ・高齢化による要支援・要介護者の増加
- ・地域内の高齢者における自発的な運動機会を継続させるためのサポートや管理をしていく体制／システムがない

元気づくり大学システム※の導入



※市町村の市町村による市町村民のための政策ツール
参照：[一般社団法人 元気づくり大学](#)

【取組の効果・成果】

- ・自治会等の自発的活動において町民と協働する『リーダー』養成による、活動の継続および定着
- ・町民による主体的な介護予防・健康づくりのための活動の活性化

総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

平成 31 年 2 月 12 日
スポーツ庁

第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）において、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の質的充実を図るための具体的施策として掲げられた登録・認証等の制度の整備について、その枠組みは以下のとおりとする。

この枠組みに基づき、2020 年度を目途に総合型クラブの登録・認証等の制度の整備を進めていくこととする。なお、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、運用に当たっては、都道府県行政も主体的に関わることが必要であるとともに市区町村行政との連携・協力も必要である。

【参考】第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）（抜粋）

○国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC 及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成 27 年度現在 0→目標 47 都道府県）

1. 登録・認証の基準について

(1) 「登録」・「認証」の定義

- ①「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- ②「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後、当該クラブからの申請に基づき、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じて当該クラブを名簿に記載する手続とする。

(2) 「登録基準」の在り方

- ①子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ」であること。
- ②自主的・自立的に運営されるために必要となる持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。
- ③規約に基づく運営や自己点検・評価に基づく活動計画の作成など、公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するために必要となるガバナンスが確保されていること。

以上の要件に加えて、各都道府県において地域の実情に応じた独自の登録基準を加えることや基準の適用範囲を判断できる制度とするとともに、全ての要件等が満たされないクラブに対する支援を行うなど、育成・支援するための基準として運用していくこととする。

(3) 「認証基準」の在り方

総合型クラブが地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として定着していくことを目指すため、運動・スポーツによる介護予防事業の実施、放課後児童クラブ・放課後子供教室におけるスポーツ活動の機会の提供、学校運動部活動において学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備など、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組を基本的要件とする。

2. 制度の運用体制について

(1) 運用体制の在り方

- ① (公財) 日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (SC 全国ネットワーク) には、47 都道府県に整備された総合型クラブ連絡協議会を通じて加入しているクラブ数が平成 29 年 8 月末時点で 2,758 となっている。この数は、全国の育成クラブ数の約 77% を占める。このことから、新たな登録・認証制度は、(公財) 日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブ全国協議会を基盤として整備する。
- ② (公財) 日本スポーツ協会が新たな登録・認証制度の運用主体として機能するためには、総合型地域スポーツクラブ全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。
- ③ 都道府県における運用の体制については、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる。

(2) 登録・認証の手続 (審査) 方法

- ① 総合型クラブの申請に基づき都道府県単位で行う。
- ② 審査の客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体は、都道府県行政等の第三者を含む会議体を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する。

(3) 登録・認証の更新手続 (審査) 方法

- ① 更新手続を毎年度行い、その手続については、前項「登録・認証の手続 (審査) 方法」を準用することが考えられる。
- ② 更新手続を行うことで、総合型クラブによる自己点検・評価の実施を促進する。また、制度の運用主体であるスポーツ団体は自己点検・評価の実施状況を把握し、分析した上で、第三者評価を含め、総合型クラブが持続可能な活動を行えるようになるための自己点検・評価の実施体制の在り方を検討する必要がある。